

令和3年度福岡県家具ブランド力向上支援事業

製品企画力高度化支援事業 **-NIKAWA-**

支援企業募集要項

(令和3年3月1日制定)

福岡県工業技術センターインテリア研究所（以下「インテリア研究所」という。）は、県内の家具・装備品製造業の製品企画力向上を支援し、戦略的な製品開発ができる活力ある企業を育成することを目的とした、令和3年度福岡県家具ブランド力向上支援事業「製品企画力高度化支援事業-**NIKAWA**-」を実施します。

NIKAWA（ニカワ）の由来

古くから木材同士を繋ぐ技法のひとつとして使われてきた“膠付け（にかわづけ）”になぞらえ、家具製造業とデザイナーとを結びつけ新たな商品を創出することに期待を込めて事業のサブタイトルを**NIKAWA**と名付けました。

1 募集内容

本事業では、外部有識者やインテリア研究所職員らとグループを形成し、戦略的な製品企画に取り組みます。続いて、企画された製品コンセプトを具現化するデザイン作業をデザイン事業者に委託し、製品化までを行います。デザインの力でブランド力向上を狙った新たな基幹製品の開発にチャレンジする企業を募集します。

2 募集期間

令和3年3月1日（月）～令和3年4月9日（金）17：00必着

3 応募資格

- （1）基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にあたって、新たなデザイン事業者との出会いを求める者※、将来を見据えた商品開発や販路開拓を行う者、支援企業公募審査委員会（令和3年4月中旬頃予定）でプレゼンテーションできる者。
- （2）福岡県内の家具・装備品製造業または、複数の家具・装備品製造業で構成されるグループであって、原則として従業員50人以下、または直近の売上高10億円以下の家具・装備品製造業者。
- （3）本事業の支援を受けることにより、令和3年度末迄に本事業によって企画された最終製品を試作できる者。

4 支援件数

応募のあった企業について資格要件を確認し、支援企業公募審査委員会での審査を経

て支援を受ける企業（以下「支援企業」という）を決定します。（3社程度）

5 応募方法

募集要項を参照の上、令和3年度福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業-NIKAWA-申込書（様式第1号）と事業概要資料（会社案内等）をインテリア研究所まで持参又は郵送により提出して下さい。（4月9日（金）17:00必着のこと）

※2社以上の企業でグループを構成して応募する場合は、応募者として代表企業を1社選定し、グループの参加者リスト（様式第2号）を提出して下さい。

6 審査方法

応募案件について、①事業者が目指す将来像とその中の本事業の位置付け、②自社のブランド力向上につながる基幹製品の開発に対する挑戦意欲、③開発を目指す製品のコンセプトや販路開拓の構想、④製品化までの具体的な実施方法やスケジュール、⑤外部有識者やデザイン事業者とのマッチングの有効性など、別表の審査項目に基づき審査を行います。また、必要に応じて対象となる企業については、支援企業公募審査委員会で行うプレゼンテーション※により審査した上で支援企業を決定します。

※原則として、企業の代表者もしくは、製品開発部門の責任者など代表者に準ずる方にプレゼンテーションを行っていただきます。

7 スケジュール

本事業は、以下のスケジュールにより実施します（内容によっては各Stepの実施時期が変更となる可能性があります）。本募集は下記①になります。

<Step1> 支援企業の公募・決定（令和3年3～4月）

- ① 支援企業の募集：本募集要項のとおり
- ② 応募者審査（支援企業公募審査委員会の開催）
- ③ 支援企業の決定

<Step2> 製品コンセプトの企画・立案（令和3年5～8月）

- ④ 支援企業を含む関係機関で構成されたグループで、新たな製品コンセプトを構築

<Step3> デザイン事業者の公募・決定（令和3年8～9月）

- ⑤ デザイン事業者の募集
- ⑥ 応募者審査（デザイン事業者選定審査委員会の開催）
- ⑦ デザイン事業者の決定と請負契約の締結

<Step4> デザイン業務実施（令和3年9月～令和4年3月）

- ⑧ デザイン事業者が主体となって、製品コンセプトを具現化したデザイン案を制作

<Step5> 事業化を前提とした試作品の完成（令和4年3月）

- ⑨ 支援企業が主体となり、デザイン事業者が制作したデザイン案が元となる事業化を

実現する最終製品を試作

8 応募に関する注意事項

- (1) 支援企業の製品開発の取り組みには、インテリア研究所が運営に携わります。
- (2) 支援企業は、福岡県工業技術センターが福岡県工業技術センター共同研究要綱に定める共同研究契約に基づき、インテリア研究所と共同研究契約を締結します。
- (3) 本事業におけるデザイン事業者とは、製品開発に係るデザイン作業ができる法人または個人事業者を指します。
- (4) グループで立案された製品コンセプトの内容については、応募を検討しているデザイン事業者に対して、秘密保持契約を締結のうえ開示致します。
- (5) 支援企業に採択された場合、企業名と採択テーマ名を福岡県のホームページ等で公表いたします。また、デザイン事業者公募の際には、開発を目指す製品のコンセプト等を福岡県のホームページ等で公表いたします。
- (6) 本事業に関わる外部有識者による、デザイン支援業務に携わる契約期間中の経費については、福岡県が負担します。
- (7) 本事業で選定したデザイン事業者による、デザイン支援業務に関わる経費については、契約期間中の業務請負料として福岡県が負担します。
- (8) 試作品の製作に係る材料費等の諸経費の他、本事業の請負契約の範囲に含まれない業務をデザイン事業者に委託することで発生する費用は支援企業の負担となります。
- (9) 本事業において開発する製品については、原則として意匠権等の知的財産権の権利化を行います。また、権利化に向けた申請は支援企業に行ってもらいます。
- (10) 本事業において、デザイン事業者が成した知的財産権（知的財産権とは、発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には著作権のほか、発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。以下「本知的財産権」という。）は、原則として福岡県と支援企業に帰属します。
- (11) 本事業の実施において支援企業は、必要に応じてデザイン事業者やインテリア研究所と秘密保持契約を締結できます。
- (12) 事業の事業効果を測るために、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を、該当する製品が廃番となるまで、実績報告書（様式第3号）の提出により福岡県に報告していただきます。
- (13) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合は、支援企業に認定しません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。
- (14) 本事業の実施は、地方創生推進交付金の交付決定および福岡県の令和3年度予算の確定を前提とします。

9 提出先・問い合わせ先

〒831-0031 福岡県大川市上巻 405-3

福岡県工業技術センター インテリア研究所

TEL : 0944-86-3259 FAX : 0944-86-4744 E-mail : nikawa-info@fitc.pref.fukuoka.jp

(別表)

令和3年度 製品企画力高度化支援事業-NIKAWA-
支援企業審査項目

審査項目	審査のポイント	配点
事業者が目指す将来像と その中の本事業の 位置付けについて	<ul style="list-style-type: none">将来的に実現したいビジョンがあり、それに対する本事業の位置付けが明確か。本事業に取り組む意義を理解しているか。	5点
自社のブランド力向上につな がる基幹製品の開発に対する 挑戦意欲について	<ul style="list-style-type: none">本事業において製品化を必ず達成させるために、人材を確保することや、必要に応じて試作や事業後の製品化に必要な生産設備の改善や、拡充・導入といった投資を行うなど、具体的な挑戦意欲はあるか。	5点
開発を目指す製品の コンセプトや販路開拓の構想 について	<ul style="list-style-type: none">事前の市場調査を行い、開発を目指す製品について確かなニーズがあることを確認しているか。製品コンセプトに他社製品との差別化が図れる特徴があるか。製品化の実現性や、販路開拓方法の具体性はあるか。	5点
製品化（または試作品製造） までの具体的な実施方法や 社内体制、および実施 スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none">本事業の期間内に目標を達成するためのスケジュールと実施内容に具体性と実現性はあるか。通常業務と並行して本事業に取り組む体制は十分か。	5点
外部有識者やデザイン事業者 とのマッチングの有効性につ いて	<ul style="list-style-type: none">本事業で開発する製品について、デザイン事業者への委託が課題解決に適合するか。デザイン事業者へ委託する仕様が明確に表せるか。	5点
		合計 25点満点

(様式第1号)

令和3年度福岡県家具ブランド力向上支援事業

製品企画力高度化支援事業 **-NIKAWA-** 申込書

令和3年 月 日

インテリア研究所長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

(代表者職印)

令和3年度 福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業-NIKAWA-において支援を希望致しますので、下記の通り申し込みます。

記

<事業者概要>

資本金		従業員数	
所属業界団体		HP	
売上推移 (直近3事業 年度)	年度 万円	左記売上の OEM比率	%
	年度 万円		%
	年度 万円		%
御社の事業 内容・特徴・ 開発体制など			

<支援希望内容>

■開発する製品のテーマ、タイトル

- ・本事業で新たに開発に取り組みたい製品の概要を表すテーマ、タイトルをご記入ください。

■事業者が目指す将来像と、その中の本事業の位置付けについて

- ・目指す将来像や、その中の本事業の位置付けについてご記入ください。

(目指す将来像)

(本事業の位置付け)

■自社のブランド力向上につながる基幹製品の開発に対する挑戦意欲について

- ・本事業での製品開発に対する挑戦意欲についてご記入ください。

(本事業において製品化を達成するための人材確保や生産設備の改善・拡充・導入などの投資など具体的な挑戦意欲)

■開発を目指す製品のコンセプトや販路開拓の構想について

【開発を目指す製品のコンセプト】

現段階で開発を想定している製品のコンセプト（市場ニーズに基づく製品コンセプト、製品の特徴、販売ターゲット、活用する自社技術、顧客へのメッセージ、他社製品との比較や優位性など）を具体的にご記入ください。必要に応じて図やイラストなどを用いても構いません。

【開発した製品の販路開拓の構想】

・想定している顧客層や、販売先、販売価格帯、販路拡大計画、展示会出展計画など具体的にご記入ください。

■製品化（または試作品製造）までの具体的な実施方法や社内体制、および実施スケジュールについて

・事業期間内に製品化（または試作品製造）までを達成するための具体的な実施方法や、開発に向けて整える社内体制、および実施スケジュールについてご記入ください。

■外部有識者やデザイン事業者とのマッチングの有効性について

【基幹製品の創出にあたっての外部有識者に対する要望】

- ・製品コンセプトの構築段階において、外部有識者に何を求めるかを具体的にご記入ください。

【デザイン事業者への要望と期待】

- ・デザイン作業を委託する新たなデザイン事業者への要望などをご記入ください。

【本事業で開発する製品に関する知的財産権取得について】

- ・本事業において権利化を目指す知的財産権内容についてご記入ください。

【過去のデザイン事業者との商品開発の有無（あり、なし）】

- ・過去に、社外のデザイン事業者と共同で製品開発を行ったことがある場合は、その事例についてご記入ください。

<その他関連事業について>

■過去の補助金交付などについて

【これまでの補助金・助成金交付の有無（申請中含む）（あり、なし）】

- ・交付されたことがある場合は下記項目をご記入ください。

①事業名および事業概要	
②事業主体（関係省庁・独法など）	
③実施期間	
④補助・委託額	
⑤テーマ名	
⑥本事業との相違点	

※複数ある場合は、表を追加してご記入ください。

<担当者の情報>

■本事業に従事する担当者について

氏名	
職名	
電話番号	
Email	

※記入欄の大きさは適宜自由に調整して下さい（項目がページにまたがっても構いません）

※支援対象者の選考に係る審査資料となりますので、具体的かつ明瞭に記載願います。

(様式第2号)

参加者の概要

	構成員1 (グループ代表者)	構成員2	構成員3
事業者名			
代表者名			
所在地			
電話番号			
連絡担当者名			
資本金（万円）			
従業員（人）			
業種			
主な製品・サービス			
売上等 (注)	売上高 （年 月期） 万円	（年 月期） 万円	（年 月期） 万円
	営業利益 万円	万円	万円
	税引前 当期利益 万円	万円	万円

(様式第3号)

令和 年 月 日

福岡県工業技術センター インテリア研究所長

様

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

令和 年度 福岡県家具ブランド力向上支援事業
製品企画力高度化支援事業-NIKAWA-実績報告書

令和 年 月 日付 エイ研第 号で採択通知があった本事業について、福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業実施要綱第11項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施年度及び実施テーマ名

令和 年度 「 」

2. 事業終了後の製品化状況及び売上状況

収益の状況：令和 年度分

本事業に係る売上額： 円

3. 事業実施による波及効果（該当する項目に○などをつけて下さい。複数回答可）

- ・本事業で開発した製品がきっかけとなり、他の自社製品の販売につながった。
- ・本事業で開発した製品がきっかけとなり、新たな販路の開拓ができた。
- ・本事業で契約したデザイン事業者と、別の製品開発を行うことになった（予定含む）。
- ・その他（ ）

4. 今後の見通し（該当する項目に○などをつけて下さい。）

- ・販売に向けて開発した製品の改良・調整中
- ・製品が完成し、販路を開拓・模索中
- ・製品を販売継続
- ・製品の販売休止（理由： ）
- ・その他（ ）